

【普通預金規定】

(1-① 普通預金規定)

1. (預金口座の開設)

預金口座開設申込の際には、当行所定の方法により、名称、住所、生年月日（法人の場合は設立年月日）その他の届出事項を届け出てください。当行は、法令で定める本人確認、口座の利用目的等の確認に加え、当行所定の確認を行います。当行は当行の判断で預金口座の開設をお断りすることがあります。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が後記 14. (2) ①から⑦、(3) ①、②または A から E および③A から E、(4) の何れかに該当する場合、受入れをお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 為替による振込金の受入れの際に、当行は取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、振込金の受入れをお断りできるものとします。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前記 (2) の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。ただし、前記の方法によらず、当行はエースカード規定（個人用）に定める方法により本人確認を行い、この預金の払戻しに応じることがあります。これにより生じた損害における当行の責任については、同規定によるものとします。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有

することを確認するための本人確認書類の提示や預金者本人の意思による申し出であること
の確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認が
できるまでは払戻しを行いません。

- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をして
ください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うか
は当行の任意とします。
- (5) 当行が別に定める時限以降にこの預金口座に受入れた資金は、入金日における各種料金等の
自動支払には充当しません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除
きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店
頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に
応じて変更します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったと
きは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当
行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、通帳や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)
と同様とします。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定
の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあり
ます。なお、通帳を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏
名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、
家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名
その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされて
いる場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、
相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっ
てもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行がエースカード規
定（個人用）に定める方法により本人確認を行い、払戻の受付その他当行所定の手続の取扱いを
行うことがあります。これにより生じた損害における当行の責任については、同規定によるもの
とします。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質
入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 14. (3) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 14. (3) 各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (取引等の制限・謝絶)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができますものとします。
- (3) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 本 13. (1) の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5) 本 13. (1) から (4) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 4 項の取引等の制限を解除します。
- (6) この預金口座の取引の際に、当行は、法令で定める本人確認、預金口座の利用目的等の確認のほか、当行所定の確認のため、取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部をお断りできるものとします。
- (7) 本 13. (1) から (6) により生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店または当行国内本支店に申出てください。
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記 11. (1) に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等、および前記 13. (1) で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
 - ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この取引停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
15. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または

到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本 16. (1) から (5) の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法等を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

18. (口座管理料)

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは店頭表示の口座管理料以外の払戻がない口座（以下「未利用口座」といいます。）については、当行が定める口座管理料をいただきます。
- (2) 口座管理料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とされます。
- (3) 預金残高が口座管理料に満たない場合、預金残高全額を口座管理料の一部に充當のうえ、未利用口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知を行わないことがあります。
- (4) 当行は、一旦お支払いいただいた口座管理料については返還しないものとします。

(1-② 普通預金（照合表口）規定）

1.（預金口座の開設）

預金口座開設申込の際には、当行所定の方法により、名称、住所、生年月日（法人の場合は設立年月日）その他の届出事項を届け出てください。当行は、法令で定める本人確認、口座の利用目的等の確認に加え、当行所定の確認を行います。当行は当行の判断で預金口座の開設をお断りすることがあります。

2.（取扱店）

この預金はこの預金口座の開設店（以下「当店」といいます。）のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3.（お取引照合表）

(1) この預金口座については、通帳を発行しません。

(2) お取引の明細は「普通預金お取引照合表」に記載して交付します。交付にあたり後記 9.に基づき発行手数料をいただきます。

(3) 2023年10月2日以降に開設する口座、または照合表口へ変更する口座については「普通預金お取引照合表」を交付しませんので、別途、提供する JWEBOFFICE「照会限定タイムリー型」や常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」、常陽バンキングアプリ等インターネットによる電子的方法によりお取引の明細をご確認ください。

(4) 前記(3)の方法以外にお取引明細が必要な場合は、依頼により取引推移表を発行します。発行にあたり発行手数料をいただきます。

4.（証券類の受入れ）

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

5.（振込金の受入れ）

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が後記 16. (2) ①から⑦、(3) ①、②または A から E および③A から E、(4) の何れかに該当する場合、受入れをお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 為替による振込金の受入れの際に、当行は取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、振込金の受入れをお断りできるものとなります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

6.（受入証券類の決済、不渡り）

(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、普通預金お取引照合表の所定の欄に記載します。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出

の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。

- (3) 前記 (2) の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

7. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示や預金者本人の意思による申し出であることの確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。また、前記の方法によらず、当行はエースカード規定（個人用）に定める方法により本人確認を行い、この預金の払戻しに応じることがあります。これにより生じた損害における当行の責任については、同規定によるものとします。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 当行が別に定める時限以降にこの預金口座に受入れした資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。

8. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

9. (取引照合表発行手数料（再発行手数料を含む）)

- (1) 個人口座（個人事業主口座を除く）以外のお客様を対象に、2020年11月1日以降に作成または交付するお取引照合表について1枚毎に当行所定の発行手数料をいただきます。
- (2) 個人口座（個人事業主口座を除く）のお客様を対象に、2021年4月1日以降に作成または交付するお取引照合表について1枚毎に当行所定の発行手数料をいただきます。
- (3) 発行手数料は、当行ホームページの「手数料のご案内」でご確認ください。
- (4) 発行手数料のお支払方法については、当行所定の「預金口座振替依頼書（取引照合表発行手数料）」により発行手数料お支払口座を届出てください。
- (5) 前記(4)により届出のされた発行手数料お支払口座の預金残高が発行手数料に満たない場合、当行からの請求がありしだい直ちに発行手数料を支払ってください。
- (6) 当行は、一旦お支払いいただいた発行手数料については返還しないものとします。

10. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。
- (3) 印章を失った場合の預金の払戻し、解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏

名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行がエースカード規定（個人用）に定める方法により本人確認を行い、払戻の受付その他当行所定の手続の取扱いを行うことがあります。これにより生じた損害における当行の責任については、同規定によるものとします。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 16. (3) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 16.

- (3) 各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (取引等の制限・謝絶)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 本 15. (1) の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5) 本 15. (1) から (4) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解

除します。

- (6) この預金口座の取引の際に、当行は、法令で定める本人確認、預金口座の利用目的等の確認のほか、当行所定の確認のため、取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部をお断りできるものとします。
- (7) 本 15. (1) から (6) により生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当店または当行国内本支店に申し出てください。
- (2) 次の各号いずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記 13. (1) に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等、および前記 15. (1) で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
 - ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この取引停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本 18. (1) から (5) の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じる場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法等を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

20. (口座管理料)

(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは店頭表示の口座管理料以外の払戻がない口座(以下「未利用口座」といいます。)については、当行が定める口座管理料をいただきます。

(2) 口座管理料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とされます。

(3) 預金残高が口座管理料に満たない場合、預金残高全額を口座管理料の一部に充当のうえ、未利用口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知を行わないことがあります。

(4) 当行は、一旦お支払いいただいた口座管理料については返還しないものとします。

以 上

(2023年9月5日現在)